

青森県  
保育・障害福祉サービス事業所等  
認証評価制度

認証評価基準

Ver. 2  
青森県

## 1 認証評価基準設定の考え方

- (1) 「青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザイン」（平成28年3月）では、「福祉・介護サービス事業所において、『より魅力ある職場づくり』を進めることで、従事者がやりがいと誇りを持って働くことができる良質な雇用の場の増加とサービスの安定的な提供を進め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる青森県」を目指すことを基本理念としています。
- (2) 青森県保育・障害福祉サービス等認証評価制度では、「より魅力ある職場づくり」に向けた積極的な取組を推進するため、事業者における職員の処遇改善、人材育成等の取組に関して認証評価基準を設定します。
- (3) 併せて、利用者のニーズに合った質の高いサービス提供を推進するため、サービスの質の向上に向けた取組に関して認証評価基準を設定します。
- (4) なお、平成28年度から実施している「青森県介護サービス事業所認証評価制度」と統一的な認証評価基準とすることを基本とします。

## 2 認証評価基準

- (1) 認証評価基準は、以下の4分野ごとに「評価項目」を設定するとともに、その確認方法となる「評価細目」をそれぞれ設定します。
- (2) 「評価細目」をすべて満たす場合<sup>(注)</sup> に、認証を取得することができます。

(注) 「福祉サービス第三者評価」を受審している場合、又は「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」「あおり働き方改革推進企業」など、他の審査制度・認証制度等に該当する場合は、類似の評価細目を満たしているものとみなします。

また、すでに介護サービス事業所として認証を受けている法人等が、他分野の認証を取得する場合は、重複する評価細目を満たしているものとみなします。

### 3 評価項目

#### 1 職員の処遇改善の取組を評価するための項目

- ◆ 賃金面、休暇が取りづらいこと、健康面の不安などの改善のため、給与体系、休暇が取得できるなどの働きやすい環境の整備、健康管理への取組を評価項目として設定。

- 1-1 明確な給与体系の導入
- 1-2 休暇取得・労働時間縮減、育児、介護を両立できる取組など働きやすさへの取組の実施
- 1-3 健康管理に関する取組の実施

#### 2 福祉人材育成の取組を評価するための項目

- ◆ 早期離職の防止、キャリアアップの機会や教育訓練、自分の将来の見込みが立たないなどの改善のため、新採用職員をしっかりとサポートする体制や将来が見えるキャリアパスの取組を評価項目として設定。

- 2-1 新規採用者育成計画（OJTを含む）の策定
- 2-2 新規採用者研修（合同、派遣含む）の実施
- 2-3 新規採用者の教育担当者（OJT指導者等）に対する研修等の実施
- 2-4 キャリアパス制度の導入
- 2-5 人材育成計画の策定と計画に沿った研修の実施
- 2-6 資格取得に対する支援
- 2-7 人材育成を目的とした面談の実施

#### 3 地域交流・コンプライアンス等の取組を評価するための項目

- ◆ 保育・障害福祉サービス事業所等は地域住民に信頼される公的な役割を担う存在であることが期待されるため、地域貢献・地域交流や地域に必要とされる取組を評価項目として設定。

- 3-1 地域交流等の取組
- 3-2 地域における公益的な取組（社会福祉法人に限る。）
- 3-3 事業運営の透明性を確保するための取組
- 3-4 関係法令の遵守

#### 4 サービスの質の向上の取組を評価するための項目

- ◆ 利用者のニーズに合った質の高いサービスを提供するため、サービスの充実と質の向上へ向けた取組を評価項目として設定。

また、保育サービスでは保護者の選択による満足度の高い保育の推進、障害福祉サービスでは、住み慣れた地域で「誰もが」「ともに支え合い」「生きがいを持って」「自立し」「安心して暮らせる」環境づくりの推進に資する取組をサービス別評価項目として設定。

- 4-1 事業所の運営方針の周知
- 4-2 相談体制・苦情解決の取組
- 4-3 身体拘束廃止・虐待防止の徹底
- 4-4 サービスの質の向上に向けた取組（共通）
- 4-5 サービスの質の向上に向けた取組（サービス別）

## 評価項目・評価細目

### 1 職員の処遇改善の取組を評価するための項目

番号	評価項目	評価細目
1-1	明確な給与体系の導入	① 給与・賞与を支給するための基準・昇給の基準（基本給の増）
		② 過去3年に基準に合った昇給をしていること
		③ 職員（非正規職員を含む。）へ公表・説明していること
		④ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定していること（障害福祉サービスに限る）
		⑤ 処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱを算定していること（保育サービスに限る）
1-2	休暇取得・労働時間縮減、育児、介護を両立できる取組など働きやすさへの取組の実施	① 取組内容を検討する会議を実施していること
		② 産前産後休暇・育児休業中の代替職員確保など、休みやすい環境づくりに取り組んでいること
		③ 次世代育成支援を推進する取組を実施していること（看護休暇、介護休暇、事業所内託児施設、学校行事参加のための休暇制度など）
		④ 休暇取得・労働時間縮減の取組を実施していること（有給休暇の計画的付与、連続休暇の付与、リフレッシュ休暇等の導入、ノー残業デイの導入、業務や繁忙に応じたフレックス勤務制度の導入など）
		⑤ 職員へ周知していること
1-3	健康管理に関する取組の実施	① 取組内容を検討する会議を実施していること（取組例：社内外の心身健康相談窓口の設置、夜勤ガイドライン、各種予防接種、腰痛防止対策、メンタルヘルス対策など）
		② 労働安全衛生法に基づく定期健康診断を確実に実施しているうえで、法定外健康診断を実施していること（がん検診など）
		③ 受動喫煙防止対策の取組をしていること（施設内禁煙など）

### 2 福祉人材育成の取組を評価するための項目

番号	評価項目	評価細目
2-1	新規採用者育成計画（OJTを含む）の策定	① 計画を策定するための会議を実施していること
		② 育成手法・内容、育成目標が明確にされている計画であること
		③ 職員へ公表していること
2-2	新規採用者研修（合同、派遣含む）の実施	① 研修プログラムを作成していること
		② 職員へ公表していること
		③ 研修対象者が確実に研修を受講できる環境を整備していること

番号	評価項目	評価細目
2-3	新規採用者の教育担当者（OJT指導者等）に対する研修等の実施	① OJT指導者等の設置と職員へ公表していること
		② OJT指導者等を対象とした研修を実施していること（過去の受講、外部研修受講でも構わない。）
2-4	キャリアパス制度の導入	① キャリアのコースや段階、キャリアアップの仕組みが明確になったキャリアパスを策定していること
		② 職員へ公表していること
		③ 非正規職員から正規職員への登用ルールを明確化し、全ての非正規職員に説明していること
2-5	人材育成計画の策定と計画に沿った研修の実施	① 認証を申請する年度の階層別人材育成計画を策定していること（キャリアパスの内容に沿っており、育成目標と研修内容が明確になっているもの。）
		② 計画を策定するための会議を実施していること
		③ 職員へ公表していること
		④ 研修プログラムを作成していること ※研修の実施状況を確認する
2-6	資格取得に対する支援	① 資格取得に対する支援を行っていること （支援例：介護福祉士、保育士及び幼稚園教諭など資格取得のための受験対策講座への業務派遣・受講料の負担・受験料の負担、資格取得者に対する祝い金の支給、資格手当など）※実施状況を確認する
2-7	人材育成を目的とした面談の実施	① 面談実施のための手順書又はシート（様式）を作成していること
		② 管理監督者へ面談内容を報告していること

### 3 地域交流・コンプライアンス等の取組を評価するための項目

番号	評価項目	評価細目
3-1	地域交流等の取組	次のいずれかを満たすこと
		① 地域交流を実施していること （例：事業所行事への地域住民の参加、地域行事への利用者参加、学校・地域等のボランティア・職場体験の受け入れ、出前講座、広報誌作成、居場所づくり、情報提供など）
3-2	地域における公益的な取組（社会福祉法人に限る。）	② 実習、インターンシップ、ボランティアの受け入れ体制を整備していること
		① 地域における公益的な取り組みをしていること。 （例：こども食堂の運営、生活困窮者への相談支援、在宅の単身障害者への見守りなど）
3-3	事業運営の透明性を確保するための取組	① 県が実施する社会福祉法人調査に協力し、県が公表する社会福祉法人紹介シートを作成・提供すること（社会福祉法人に限る。）
		① 県が法人について社会福祉法人紹介シートと同等の情報を公表することに同意すること（社会福祉法人を除く。）
		① 法人の理念・基本方針、提供するサービスの内容、苦情・相談体制を公表すること

番号	評価項目	評価細目
3-4	関係法令の遵守	① 社会保険・労働保険等に加入し、保険料等を納付していること
		② 労働、児童福祉及び障害福祉等の関係法令に違反していないこと
		③ 過去5年間行政処分を受けていないこと
		④ 関係法令遵守の誓約書を提出すること

#### 4 サービスの質の向上の取組を評価するための項目

番号	評価項目	評価細目
4-1	事業所の運営方針の周知	① 事業所の運営方針（理念や基本方針などサービス提供に対する考え方や姿勢を示すもの）を職員へ周知していること
4-2	相談体制・苦情解決の取組	① 相談体制・苦情解決の仕組みが確立するための取組をしていること（職員への周知、接遇研修の実施など）
		② 利用者等へ周知していること
		③ 責任者を設置し組織として対応していること
4-3	身体拘束廃止・虐待防止の徹底	① 身体拘束廃止の取組をしていること（障害福祉サービスに限る）
		② 虐待防止の取組をしていること
4-4	サービスの質の向上に向けた取組（共通）	① サービスの質の向上に向けた取組をしていること（例：職員会議等での話し合い、研修会の開催、自己評価の実施、福祉サービス第三者評価等の受審など）
4-5	サービスの質の向上に向けた取組（サービス別）	<b>【保育サービス】</b> ① 別表1に定める保育サービスの事業及び加算算定等の実施・取得数について、1項目につき1点（次に掲げる4項目を実施している場合は、1項目につき更に1点を加算）として、法人等全体で15点中8点以上となっていること 1-7 第三者評価の受審 2-4 病児保育事業 2-6 待機児童解消に資する取組 2-8 医療的ケア児の保育ニーズに対応できる体制
		<b>【障害福祉サービス】</b> ② 別表2-1に定める障害福祉サービス別の報酬の加算算定等の取得割合が、法人等全体で60%以上となっていること なお、別表2-2に定める緩和要件に該当する場合は、法人等全体で50%以上とする

## 別表 1 サービスの質の向上に向けた取組【保育サービス】

以下に定める保育サービスの事業及び加算算定等の実施・取得数について、1項目につき1点（次に掲げる4項目を実施している場合は、1項目につき更に1点を加算）として、法人等全体で15点中8点以上となっていること。

- 1-7 第三者評価の受審
- 2-4 病児保育事業
- 2-6 待機児童解消に資する取組
- 2-8 医療的ケア児の保育ニーズに対応できる体制

区分	番号	対象加算・事業等
給付費加算	1-1	3歳児配置改善加算
	1-2	休日保育加算又は夜間保育加算
	1-3	チーム保育推進加算又は入所児童処遇特別加算
	1-4	主任保育士専任加算（又は主幹教諭等の専任化未実施減算がない）
	1-5	療育支援加算
	1-6	栄養管理加算
	1-7	第三者評価受審加算（過去5年間の受審を含む）
地域・子ども子育て支援事業その他	2-1	利用者支援事業又は地域子育て支援拠点事業
	2-2	子育て短期支援事業又は一時預かり事業
	2-3	延長保育事業
	2-4	病児保育事業
	2-5	放課後児童健全育成事業
	2-6	待機児童解消に資する取組 （「待機児童解消緊急施策（平成28年3月）」及び「子育て安心プラン（平成29年6月）」による取組等）
	2-7	障害児保育
	2-8	医療的ケア児の保育ニーズに対応できる体制 （看護師等の配置や研修受講による受入体制の整備等）

## 別表２－１ サービスの質の向上に向けた取組【障害福祉サービス】

別表２－１に定める障害福祉サービス別の報酬の加算算定等の取得割合が、法人等全体で６０％以上となっていること。  
 なお、別表２－２に定める緩和要件に該当する場合は、法人等全体で５０％以上とする。

番号	対象サービス	対象加算等
1	居宅介護	①特定事業所加算（Ⅰ～Ⅳのいずれか）
2	重度訪問介護	①特定事業所加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか）
3	同行援護	①特定事業所加算（Ⅰ～Ⅳのいずれか）
4	行動援護	①特定事業所加算（Ⅰ～Ⅳのいずれか）
5	療養介護	①福祉専門職配置等加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか） ②人員配置体制加算（Ⅰ又はⅡ）
6	生活介護	①人員配置体制加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか） ②福祉専門職配置等加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか） ③常勤看護職員等配置加算（Ⅰ又はⅡ） ④リハビリテーション加算（Ⅰ又はⅡ）（過去１年間の算定実績）
7	短期入所（福祉型・医療型）	①栄養士配置加算 ②緊急短期入所受入加算（Ⅰ又はⅡで過去１年間の算定実績）
8	重度障害者等包括支援	①重度障害者等包括支援の指定を受けている
9	施設入所支援	①夜勤職員配置体制加算又は夜間看護体制加算 ②重度障害者支援加算（Ⅰ又はⅡ） ③栄養マネジメント加算 ④療養食加算、経口移行加算又は経口維持加算（過去１年間の算定実績）
10	自立訓練（機能訓練）	①福祉専門職配置等加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか） ②リハビリテーション加算（Ⅰ又はⅡ）（過去１年間の算定実績）
11	自立訓練（生活訓練）	①福祉専門職配置等加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか） ②看護職員配置加算（Ⅰ）
12	宿泊型自立訓練	①福祉専門職配置等加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか） ②地域移行支援体制強化加算 ③夜間支援等体制加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか） ④看護職員配置加算（Ⅱ）
13	就労移行支援	①福祉専門職配置等加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか） ②就労支援関係研修修了加算
14	就労継続支援Ａ型	①就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅰ） ②就労移行支援体制加算（Ⅰ又はⅡ） ③福祉専門職配置等加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか）
15	就労継続支援Ｂ型	①就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ） ②就労移行支援体制加算 ③福祉専門職配置等加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか） ④目標工賃達成指導員配置加算
16	就労定着支援	職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算
17	自立生活援助	福祉専門職配置等加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか）

番号	対象サービス	対象加算等
18	共同生活援助	①共同生活援助サービス費（Ⅰ～Ⅱのいずれか） ②福祉専門職配置等加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか） ③夜間支援等体制加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか）
19	地域相談支援（地域移行支援）	①基本報酬（過去1年間の算定実績）
20	地域相談支援（地域定着支援）	①基本報酬（過去1年間の算定実績）
21	計画相談支援	①特定事業所加算
22	児童発達支援	①児童指導員等配置加算（Ⅰ又はⅡ）（児童発達支援センター及び重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ②児童指導員加配加算（Ⅰ又はⅡ）（児童発達支援センター及び重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ③福祉専門職配置等加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか） ④栄養士配置加算（Ⅰ～Ⅱのいずれか（児童発達支援センターに限る）） ⑤特別支援加算
23	医療型児童発達支援	①福祉専門職配置等加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか） ②特別支援加算 ③保育職員加配加算（定員21人以上に限る）
24	放課後等デイサービス	①児童指導員等配置加算 ②児童指導員加配加算（Ⅰ又はⅡ） ③福祉専門職配置等加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか） ④特別支援加算
25	居宅訪問型児童発達支援	①訪問支援員特別加算
26	保育所等訪問支援	①訪問支援員特別加算
27	福祉型障害児入所施設	①職業指導員加算 ②心理担当職員配置加算 ③看護職員配置加算（Ⅰ又はⅡ） ④児童指導員等加配加算 ⑤福祉専門職配置等加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか） ⑥栄養士配置加算（Ⅰ～Ⅱのいずれか） ⑦栄養ケアマネジメント加算
28	医療型障害児入所施設	①心理担当職員配置加算 ②福祉専門職配置等加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか） ③保育職員加配加算
29	障害児相談支援	①特定事業所加算（Ⅰ～Ⅳのいずれか）

## 別表 2-2 サービスの質の向上に向けた取組【障害福祉サービス】

以下の①～③の各項目いずれかを取得している場合は、60%以上の要件を50%以上に緩和する。

項目	対象サービス	取組事項（いずれかに該当）
① 重度障害者又は医療的ケア等専門性が高い利用者等の受入	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	① 喀痰吸引等支援体制加算（過去1年間の算定実績） ② 福祉専門職等連携加算（過去1年間の算定実績） ③ 行動障害支援連携加算（過去1年間の算定実績）
	生活介護	① 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（過去1年間の算定実績） ② 重度障害者支援加算（過去1年間の算定実績）
	短期入所	① 重度障害者支援加算（過去1年間の算定実績） ② 医療連携体制加算（Ⅰ～Ⅳのいずれかで過去1年間の算定実績） ③ 特別重度支援加算（Ⅰ～Ⅱのいずれかで過去1年間の算定実績） ④ 医療型短期入所の実施（過去1年間の算定実績） ⑤ 医療的ケア対応支援加算（過去1年間の算定実績） ⑥ 重度障害児・障害者対応支援加算（過去1年間の算定実績）
	重度障害者等包括支援	① 重度障害者等包括支援の指定を受けている
	施設入所支援	① 経口移行加算又は経口維持加算（過去1年間の算定実績）
	自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）	① 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（過去1年間の算定実績） ② 医療連携体制加算（Ⅰ～Ⅳのいずれかで過去1年間の算定実績）
	就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型	① 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（過去1年間の算定実績） ② 医療連携体制加算（Ⅰ～Ⅳのいずれかで過去1年間の算定実績） ③ 重度支援体制加算（Ⅰ～Ⅱのいずれかで過去1年間の算定実績）
	共同生活援助	① 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（過去1年間の算定実績） ② 重度障害者支援加算 ③ 医療連携体制加算（Ⅰ～Ⅳのいずれかで過去1年間の算定実績）
	児童発達支援	① 医療連携体制加算（Ⅰ～Ⅳのいずれかで過去1年間の算定実績） ② 主として重症心身障害児を通わせている事業所 ③ 児童発達支援センター ④ 看護職員加配加算 ⑤ 強度行動障害児支援加算
	放課後等デイサービス	① 医療連携体制加算（Ⅰ～Ⅳのいずれかで過去1年間の算定実績） ② 主として重症心身障害児を通わせている事業所 ③ 看護職員加配加算 ④ 強度行動障害児支援加算
	福祉型障害児入所施設	① 重度障害児支援加算（Ⅰ～Ⅶのいずれか） ② 重度重複障害児加算（過去1年間の算定実績） ③ 強度行動障害児特別支援加算 ④ 乳幼児加算（過去1年間の算定実績）
	医療型障害児入所施設	① 重度障害児支援加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか） ② 重度重複障害児加算（過去1年間の算定実績） ③ 乳幼児加算（過去1年間の算定実績）
② 地域移行への支援	療養介護 宿泊型自立訓練	① 地域移行加算（過去1年間の算定実績） ② 地域生活移行個別支援特別加算（過去1年間の算定実績）
	共同生活援助	① 自立生活支援加算（過去1年間の算定実績） ② 地域生活移行個別支援特別加算（過去1年間の算定実績）
	福祉型障害児入所施設	① 自活訓練加算（Ⅰ～Ⅱのいずれか） ② 地域移行加算（過去1年間の算定実績）
	医療型障害児入所施設	① 自活訓練加算（Ⅰ～Ⅱのいずれか） ② 地域移行加算（過去1年間の算定実績）
③ 子育て支援	—	① 子どもを預かる環境の整備（企業内保育所、託児所の設置、民間保育所との連携、保育ママ・パパの派遣等） ② 子どもを預け勤務する職員の環境整備（勤務時間の調整、短時間勤務制度の設定、保育料の補助等）